

自治活動支援制度

習志野市では、地域に密着した行政の推進を目指し、自治活動を活性化するため、様々な支援制度を設けています。町会・自治会等の皆様に御案内し、御活用していただくため、制度の概要をまとめました。

内容について御不明なことなどがございましたら、各制度担当課にお申し出ください。



令和6年度版

習志野市役所 協働政策課 まちづくり推進係
電話 047-453-9301

目 次

【単位町会対象】

- 1 自治功労者顕彰制度 P2
- 2 地域集会所施設整備事業補助金 P2
- 3 有価物回収運動奨励金 P3
- 4 環境美化活動奨励金 P3
- 5 公園等の清掃、除草及び草刈り委託 P3
- 6 高齢者ふれあい元気事業 P3
- 7 習志野市防犯カメラ設置費補助金 P4

【連合町会対象】

- 1 連合町会連絡協議会運営費補助金 P5
- 2 地区連合町会運営費補助金 P5
- 3 高齢者ふれあい元気事業 P5

【まちづくり会議対象】

- 1 まちづくり会議活動費補助金 P6
- 2 まちづくり会議からの要望への対応 P6
- 3 習志野市花いっぱい花壇づくり花苗等交付 P6

【その他】

- 1 まちづくり出前講座 P7
- 2 ボランティア補償制度 P7
- 3 自主防犯活動団体への防犯物品の貸与 P7
- 4 自主防災組織事業 防災資機材と活動助成金の交付 P8

あなたの力が地域の力に！

～町会・自治会等の皆さんのこのような活動を支援しています～

災害に強いまちづくり

いつ起きてもおかしくない災害に備え、自主防災組織を結成し、水や非常食品など防災用品の備蓄や防災訓練を行い、いざという時に地域で助け合える体制を整えています。



地域の安全・安心を守るため

空き巣狙いや、ひったくりなどの犯罪を防ぐため、また、児童・生徒の安全を守るため、防犯パトロールや登下校時の見守り活動を実施し、安全・安心なまちづくりに努めています。

地球の環境を守るため

地域の清掃活動やごみを減らすための有価物回収活動、公園や広場などに花を植える花いっぱい運動など、きれいで快適なまちづくりを行っています。



地域の絆を深めるため

地域に住む人同士の絆を深めるために、おまつりや運動会など様々なレクリエーション活動を行い、地域の方が気軽に交流する機会を作っています。また、子ども会の活動や高齢者への支援事業などみんなが笑顔で暮らせるまちづくりを進めています。



二人三脚のまちづくり

町会・自治会をはじめ、地域にかかわるさまざまな人々と行政と一緒に考え、地域の問題解決や住みよいまちの実現に向けて、それぞれの地域がその特性を生かしながらまちづくり会議を開催しています。

【習志野市の町会・自治会等】

習志野市には町会・自治会・管理組合等の自治組織が250あり、それらは地域ごとに16の連合町会に分かれています。

また、各連合町会長によって組織された連合町会連絡協議会があり、連合町会間の情報交換などの連携を行っています。

習志野市の町会・自治会等組織

令和6年4月1日現在

習志野市連合町会連絡協議会 連合町会長16名													役員会		
													会長1名		
													副会長2名		
													会計1名		
													書記1名		
													監事2名		
谷津連合町会	谷津西部連合町会	津田沼連合町会	津田沼北部連合町会	袖ヶ浦連合町会	鷺沼連合町会	鷺沼台連合町会	藤崎連合町会	大久保連合町会	本大久保連合町会	花咲連合町会	屋敷連合町会	実籾連合町会	東習志野連合町会	秋津連合町会	香澄連合町会
単位町会・自治会等（250団体内連合加入216団体）															

【単位町会対象】

1 自治功労者顕彰制度

事業の内容	<p>永年にわたり、地域のために町会・自治会活動を積極的に推進された方の功績を称え顕彰しています。</p> <p>【対象者】 ①通算10年以上町会・自治会等の役員を務めた方</p> <p>【対象者の推薦】 ①連合町会加入町会は、町会長が調査し、連合町会長が確認の上、連合町会連絡協議会会長より市長に推薦します。 ②連合町会未加入町会は町会長が、まちづくり会議は議長が、調査・確認の上、市長に推薦します。</p>
申請時期	前年度秋に事前調査を実施
交付時期	6月 自治功労者顕彰式
担当課	協働経済部 協働政策課 まちづくり推進係(☎047-453-9301)

2 地域集会所施設整備事業補助金

事業の内容	<p>自治活動、地域サークル活動等を推進するため、町会等が実施する集会所整備事業に対し補助金を交付しています。</p> <p>※総事業費100万円以上の整備事業対象（修繕については、50万円以上）</p> <p>(1) 世帯の数がおおむね300世帯以上の地縁団体 （修繕についてはおおむね50世帯以上の地縁団体）</p> <p>(2) 300世帯に満たない地縁団体においても、次に掲げる事項のいずれにも該当する地縁団体</p> <p>① 連合町会の活動に積極的に参加し、かつ、規約に基づき活発な活動を行っていること。</p> <p>② 他の地縁団体と地域集会所施設を共有することができないやむをえない事由があること。</p> <p>③ 整備費用を捻出することができること。</p> <p>④ 維持管理及び修繕積立を継続できること。</p> <p>(3) 集会所整備の前年9月頃までに協働政策課へお知らせください。</p> <p>【新築（建替え・全面改築を含む）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 事業費の2分の1 ・限度額 800万円 <p>※総事業費100万円以上の整備事業であること</p> <p>【増築・一部改築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 事業費の2分の1 ・限度額 500万円 <p>※総事業費100万円以上の整備事業であること</p> <p>【修繕】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 事業費の2分の1 ・限度額 200万円 <p>※総事業費50万円以上の整備事業であること</p>
申請時期	前年9月頃までに要事前協議
交付時期	交付決定後
担当課	協働経済部 協働政策課 まちづくり推進係(☎047-453-9301)

3 有価物回収運動奨励金

事業の内容	環境衛生の啓発、ごみの減量、資源化を促進するため市に有価物回収の登録をした団体が実施する有価物回収運動に奨励金を交付しています。 【支給金額】 ・回収量 1 kgにつき 4 円
申請時期	前期 9 月／後期 3 月
交付時期	申請後約 1 か月
担当課	都市環境部 クリーンセンター クリーン推進課 (☎047-453-5577)

4 環境美化活動奨励金

事業の内容	地域における環境美化活動を推進するため、連合町会及び連合未加入町会に奨励金を支給しています。 【支給要件】 ・町会・自治会単位での環境美化推進員の配置と名簿の提出 ・町会・自治会単位での環境美化活動の内容が盛り込まれている年間事業計画書の提出 【支給金額】 ・世帯数×50 円（前年度末時点の加入世帯数）
申請時期	6 月
交付時期	7 月
担当課	都市環境部 クリーンセンター クリーン推進課 (☎047-453-5577)

5 公園等の清掃、除草及び草刈り委託

事業の内容	地域住民が身近な公園等に愛着を持つとともに、環境美化を図るため、管理の一部を町会・自治会・こども会・老人会等の団体に委託しています。 【委託費の算定】 ・公園面積 m^2 ×4 円×12 か月+30,000 円
申請時期	年度当初契約
交付時期	
担当課	都市環境部 公園緑地課 (☎047-453-9297)

6 高齢者ふれあい元気事業

事業の内容	※原則、連合町会で実施としていますが、未加入町会など単位町会での実施も可能です。 事業の内容等は、【連合町会対象 No. 3 (P5)】をご覧ください。
申請時期	事業に着手される 1 か月前（事業計画決定時でも可）
交付時期	申請後約 3 週間
担当課	健康福祉部 高齢者支援課 (☎047-454-7533)

7 習志野市防犯カメラ設置費補助金

事業の内容	<p>犯罪のないまちづくりを推進するため、防犯カメラを設置する地域団体に対し、補助金を交付します。</p> <p>(1) 対象者は、自主防犯活動の補完として防犯カメラを新たに購入し設置する地域団体で、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域における継続的な自主防犯活動の実績があること。 ② 月1回以上の自主防犯活動の実施が見込まれること。 ③ 市長が別に定める防犯カメラの設置及び運用に関する基準を遵守すること。 ④ 防犯カメラの設置について、補助金の交付申請を行った年度に着手し、当該年度の1月末日までに完了すること。 ⑤ 防犯カメラの設置に対し、他の法令等により、国、県又は市から補助金の交付を受けていないこと。 ⑥ ごみ集積所等特定の施設を監視する目的で設置した防犯カメラでないこと。 ⑦ 既設の防犯カメラを入替え等により再整備する場合は、当該既設の防犯カメラの設置が完了した日の属する会計年度終了後、5年を経過していること。 <p>(2) 補助の対象となる経費は、次に掲げる費用とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 防犯カメラの購入費 ② 防犯カメラの設置表示板等の製作費 ③ 防犯カメラ及び防犯カメラの設置表示板等の設置工事費 (既存設備の撤去又は移設に要する経費及び土地の造成又は土地若しくは建物等の使用若しくは取得に要する経費を除く。) ④ 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるもの ⑤ モニター設置に係る費用、レンタル又はリースに係る費用、地代又は占用に係る費用その他維持管理に係る費用は、補助の対象としない。 <p>※補助率、限度額等については、防犯安全課までお問合せください。</p> <p>(3) 防犯カメラを設置する前年9月末までに、事前協議書を提出してください。</p>
申請時期	前年度事前協議
交付時期	交付決定後
担当課	協働経済部 防犯安全課 防犯係 (☎047-407-3828)

【連合町会対象】

1 連合町会連絡協議会運営費補助金

事業の内容	地域コミュニティ活動の推進と充実を図るため、市内の連合町会の代表者で組織する連合町会連絡協議会に対し、運営費補助金を交付しています。 【補助金額】 610,000 円
申請時期	4～5 月
交付時期	交付決定から概ね 1 か月後
担当課	協働経済部 協働政策課 まちづくり推進係(☎047-453-9301)

2 地区連合町会運営費補助金

事業の内容	地域社会における住民自治の振興と市民生活の向上を図るため、各地区連合町会に対し、運営費補助金を交付しています。 【補助金額内訳】 ・均等割額 1 地区 180,000 円 ・世帯割額 1 世帯 40 円 ※世帯数は前年の 9 月末日を基準としています。 ・地域まつり運営費 1 地区 200,000 円
申請時期	4～5 月
交付時期	交付決定から概ね 1 か月後
担当課	協働経済部 協働政策課 まちづくり推進係(☎047-453-9301)

3 高齢者ふれあい元気事業

事業の内容	高齢者と地域の方々との交流を深める事を目的に、地域が主催する催し物に対し、補助金を交付しています。 【実施団体】 ・連合町会等 ※連合未加入町会など単位町会での実施も可能です。 【事業期間】 ・4 月 1 日～翌年 3 月 31 日 【補助限度額】 ・1 町会の世帯数に応じた基本額①と世帯割②の合計額 ① 基本額 <table border="1" data-bbox="512 1603 968 1827"> <thead> <tr> <th>世帯区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50 世帯以下</td> <td>1 万円</td> </tr> <tr> <td>51～500 世帯</td> <td>2 万円</td> </tr> <tr> <td>501～1000 世帯</td> <td>3 万円</td> </tr> <tr> <td>1001 世帯以上</td> <td>4 万円</td> </tr> </tbody> </table> ② 世帯割額 (1 町会世帯数×200 円) ※世帯数は前年の 9 月末日を基準としています。	世帯区分	金額	50 世帯以下	1 万円	51～500 世帯	2 万円	501～1000 世帯	3 万円	1001 世帯以上	4 万円
世帯区分	金額										
50 世帯以下	1 万円										
51～500 世帯	2 万円										
501～1000 世帯	3 万円										
1001 世帯以上	4 万円										
申請時期	事業に着手される 1 か月前 (事業計画決定時でも可)										
交付時期	申請後約 3 週間										
担当課	健康福祉部 高齢者支援課(☎047-454-7533)										

【まちづくり会議対象】

1 まちづくり会議活動費補助金

事業の内容	地域住民の連帯と親睦を深め、住民による自主的なまちづくりを促進するため、各地区に組織されているまちづくり会議に対し、運営費補助金を交付しています。 【補助金額】 ・1地区 45,000円
申請時期	4～5月
交付時期	交付決定から概ね1か月後
担当課	協働経済部 協働政策課 まちづくり推進係(☎047-453-9301)

2 まちづくり会議からの要望への対応

事業の内容	各まちづくり会議を通じ、予算編成時期に合わせ、行政への要望事項として提出される『まちづくり会議からの要望』について、翌年度予算編成作業の中で要望にお応えしています。 ※各地区に配属されている地域担当職員が取りまとめます。
要望受付期間	4月～8・9月頃（各地区により期間を設定）
回答時期	翌年度4月・5月開催のまちづくり会議にて回答
担当課	協働経済部 協働政策課 まちづくり推進係(☎047-453-9301)

3 習志野市花いっぱい花壇づくり花苗等交付

事業の内容	地域において、自ら花壇づくりを実施するまちづくり会議に対して、花の苗等を交付します。
申請時期	5月末日
交付時期	交付決定後
担当課	都市環境部 公園緑地課(☎047-453-9297)

【その他】

1 まちづくり出前講座

事業の内容	市民の皆さんと“協働によるまちづくり”を行い、開かれた市役所を実現するために、市職員が皆さんの勉強会等に直接伺って行政情報等についてお話しする「まちづくり出前講座」を受け付けています。
申請時期	講座実施希望日の1か月前まで
交付時期	講師派遣 随時
担当課	協働経済部 協働政策課 まちづくり推進係(☎047-453-9301)

2 ボランティア補償制度

事業の内容	<p>自らの意志で行うボランティア活動を支えるための補償制度です。</p> <p>この補償制度は、市内の市民団体が不特定多数の人のために行う、公益的で、原則として無償のボランティア活動中の事故に対して、習志野市が補償するものです。</p> <p>団体あるいは市の管理下で行われたボランティア活動に従事する、団体の指導者や構成員または個人が対象です。</p> <p>ボランティア活動の観覧者や応援者などは対象となりません。団体のすべての活動に対して補償されるものではありませんので、町会主催のイベント等には、参加者の傷害などを補償する行事保険の加入をお勧めします。</p> <p>※登録手続きや、保険料を負担する必要はありません。<u>事故が発生しましたら、直ちにご連絡ください。</u></p> <p>※事故が起きる前に、ボランティア補償制度の適用となるかを断定することはできません。</p> <p>お問い合わせの際は、必ず、名簿、規約・会則、事業計画書などをご用意ください。</p>
申請時期	随時
交付時期	随時
担当課	協働経済部 協働政策課 市民協働推進係(☎047-407-3185)

3 自主防犯活動団体への防犯物品の貸与

事業の内容	<p>犯罪の未然防止や地域住民の防犯意識の高揚を図るため、防犯活動を行う自主防犯活動団体に対して、活動に必要な防犯物品を貸与しています。</p> <p>【貸与物品】</p> <ul style="list-style-type: none">・腕章、ベスト、のぼり旗、帽子、信号灯、リード標 <p>※貸与数については、各防犯物品ともに上限があります。</p>
申請時期	随時
交付時期	随時
担当課	協働経済部 防犯安全課 防犯係(☎047-407-3828)

4 自主防災組織事業 防災資機材と活動助成金の交付

事業の内容	<p>防災意識の高揚と災害時における被害の防止及び軽減を図るため、町会・自治会・マンション管理組合等を単位に結成された自主防災組織に対して、防災資機材や活動助成金を交付しています。</p> <p>【防災資機材の交付（設立初年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織設立時に設置助成として防災資機材を現物にて交付 ※市が自主防災組織の要望確認をし、現物を購入し、交付します。 ・限度額は 200,000 円 <p>【活動助成金の交付（設立翌年度以降）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織設立の翌年度以降から活動に対して助成金を交付 ※防災資機材・備蓄品等の購入や実際の防災活動に要した費用が助成金の交付対象です。 ※防災活動とは、防災訓練や防災研修に係る経費等です。 ・助成上限額は（世帯数×50 円）+30,000 円【最大 60,000 円】
申請時期	<ul style="list-style-type: none"> ・【防災資機材の交付】⇒自主防災組織設立時 ・【活動助成金の交付】⇒年度内活動終了後（1 月上旬～3 月下旬）
交付時期	申請後約 1 か月
担当課	総務部 危機管理課 災害対策係(☎047-453-9211)